全調政連 ニュース　No.24 10

Ｈ２４．６．２１　　発行責任者　幹事長　小　沢　　宏

大会議事内容について

去る３月１４日に第１２回定時大会が，日本土地家屋調査士会連合会竹内八十二会長及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会柳平幸男会長ほか当政治連盟名誉役員参加（来賓）のもと開催されましたが，本大会議事録が議事録署名者により確認が行われ承認されました。

本大会に関する内容は，全調政連ニュースNo.24-05に報告をさせていただきましたとおりです。本ニュースでは，この議事のワードデータを掲載させていただきますが、正式な議事録については、改めて各土地家屋調査士政治連盟に冊子で送付いたします。

議事内容は以下のとおり。

司会（市川副会長）　大会をはじめる前に、昨年の東日本大震災でお亡くなりになりました皆様、また昨年お亡くなりになりました政治連盟関係の方々のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。その場でご起立いただきたいと思います。

黙祷はじめ。

（黙　祷）

司会　黙祷終わります。ありがとうございました。

本日は、ご来賓の皆様、大会構成員の皆様には平成24年度全国土地家屋調査士政治連盟第12回定時大会にご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は本大会の司会を担当いたします副会長の市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

それでは、全国土地家屋調査士政治連盟第12回定時大会の開会にあたり、開会の言葉を加藤副会長が申し上げます。

1. 開会の辞

加藤副会長　皆さん、改めまして、こんにちは。ただいま司会者のほうからご案内がありましたとおり、第12回定時大会を開催するにあたりまして、ひと言、開会の辞を述べさせていただきます。

今日は皆さん、日常の業務でお忙しい中、北は北海道から南は沖縄から馳せ参じていただきました。本当にありがとうございます。そして公私共に本当にご多用のところ、日調連から竹内会長様はじめ多くのご来賓の方、ご臨席いただいております。本当にありがとうございます。そしてなおかつ、自主的に各地方からご陪席を数名の方いただいております。本当に感謝であります。ありがとうございます。

私たちのこの土地家屋調査士政治連盟は、ご承知のとおり平成13年6月に創設をしました。その後、皆さんの温かいご尽力とご協力により、日調連の皆さん共々全調政連は10年間一生懸命頑張ってまいりました。その成果は、他の資格者団体の政治連盟から比較しまして、大きな成果を挙げてさせていただくことができました。これもひとえに皆さんの大きなお力の賜物だと深く感謝するところでございます。

しかし、皆さんどうでしょう。いま現在、私たちの置かれている環境は非常に厳しい状況であるように思います。今後、やはり皆さんと力を合わせて、より一層、この制度発展のために努力をしていく時であるように思います。

本日、平成23年度事業報告並びに決算報告をご報告申し上げますと同時に、24年度の事業計画案と予算案を皆さんにご案内申し上げますので、どうかよろしく、建設的なご意見をちょうだいして、24年度、また皆さん共々この制度発展のために努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは第12回定時大会の開会を宣言します。よろしくお願いします。（拍手）

司会　ありがとうございました。

2. 会長挨拶

司会　横山会長がご挨拶をいたします。

横山会長　皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました横山でございます。大会がはじまる前にひと言ご挨拶をさせていただきます。

本日、第12回定時大会を開催したところ、各地より多くの代議員の皆様方のご参集の下、盛大に大会を開催できることを感謝申し上げます。

昨年の大会は、大会3日前に発生いたしました東日本大震災により、多数の代議員の方がご出席することが可能ではなかった。前執行部の方が悩んで、苦渋の選択をした中での大会でありました。あれから1年がたったわけですが、いまだに復旧・復興の兆しはあまり見えていない状況にあるわけです。心配な点が数多くありますし、また会員の中でもお亡くなりになった方もいると聞いております。今後、我々さらに一層頑張っていかなければならないと思います。

昨年の大会終了後、役員一同は、土地家屋調査士としての専門的職能を生かして震災の復旧あるいは復興の一助となるべく各議員連盟の先生方や各方面の関係議員の方へ働きかけを行ってきたところです。十分な処置や、あるいはご理解がなかなか得られない状況の中ではありますが、一定の成果が挙がったと思っているところです。また、この機会をとらえ、各議員の先生方には土地家屋調査士制度の意義あるところを少しでも理解していただくべく役員一同努めてまいりました。今後、1日も早い復旧・復興を思っているところです。今後、このことで多くの時間を政治連盟としても費やしていかないととさらに考えているところです。

本来は、昨年の大会でご承認いただきました運動方針にのっとり事業を進めなければならないことは十分承知している中、言い訳になってしまいますが、震災対応に追われてしまい、十分な成果を挙げることがで

きなかったことについては、皆様方に深くお詫びしなければならないことだと考えております。

しかし、その中でもご承認の一部でもありました地方分権等の議論がなされている中、特に法務局の地方移管については反対するとの意見を全国的な流れにするべく、その対応を遅ればせながら運動してまいりました。おかげさまで、大阪、神奈川、富山、そして茨城と各地方議会においてもご理解をいただき、反対の決議を進めていただいたところです。結果は、内閣総理大臣に、また衆参両議長へ、そして総務大臣それぞれ決議内容を報告していただくように働きかけました。ただいま、各単位政連あるいは単位会のご協力の下、積極的に活動しているところですので、いずれ嬉しい、あるいはよい返事をいただけるものと思っております。またその節には、皆様方にご報告をしていきたいと思っております。

昨年末に、政府が行っております事業の再検討であり、あるいは費用の見直しであり、民主党が行っております事業仕分けに私どもが行っている 14 条の地図作成作業が仕分けの対象になりました。

このことについては連合会ともども連携し、行動してまいりました。それは測量業にもこの門戸を開放してもよいのではないかというご指摘が多くありました。もちろん入札の問題もあったわけですが、震災対応時に、すでに土地家屋調査士制度のことを多くの議員にアピールしていたことが功を奏し、一定の理解を得ることができ、仕分けの対象から除外してもらい、安堵したところです。各議員連盟とのお付き合いの重要性を再認識したところです。

自己責任という大義名分の中で、自分のためにのみ生きてきたバブルの崩壊があり、その後、リーマンショックで世界経済を、言わばめちゃめちゃにしてしまい、そして昨年の 3.11 東日本大震災です。自分のためでなく、他人のためにも行動しようとする考え方をする時代になってきたのでしょうか。私たちの政治連盟も会員である土地家屋調査士のために行動することはもちろんですが、依頼者である国民の理解される行動を、決して村社会にのめり込むことのならないような大きな懐をもって努めていきたいと思っております。

私たちの世界は小さな器ですが、私たち政治連盟の行動を理解していただけないまま、私たちと政治連盟の仲間になっていただけない会員もいるところです。多くの仲間にこのことを理解していただき、私たち政治連盟がますます活躍できる基盤づくりを作っていかなければならないと考えております。この大会が、その一つになればと考えております。

本日の大会は、予算、そして 24 年度の運動方針等大事な案件がございます。どうぞ皆様方の建設的なご意見並びにご提案をいただき、意義ある大会にしてまいりたいと考えております。本日は、どうぞよろしく

お願いいたします。（拍手）

3. 来賓祝辞

司会　続きましてご来賓の方々からのご祝辞をちょうだいしたいと思います。はじめに日本土地家屋調査士会連合会会長、竹内八十二様。よろしくお願いいたします。

竹内連合会会長　皆さん、こんにちは。ただいま、ご紹介にあずかりました日本土地家屋調査士会連合会会長の竹内でございます。本日は第12回の大会、誠におめでとうございます。私は、以前、この政治連盟の幹事長を2期4年やらせていただきました。ですから、今日は古巣に帰ってきたような感じで少々緊張しております。

今年1月に、連合会、全調政連、全公連共催の新春恒例会を開催いたしました。その席上で、実はお見えになった方も多くいらっしゃるかとは思いますが、内閣の閣僚が6名、その新春恒例会にお見えになりました。もちろん、閣僚だけが来たわけではなく、各党から多くの議員がお見えになりました。後日、その議員の方に聞いてみますと、閣僚が6名も来る団体の新年会はあり得ない。これはまさに全調政連の力の賜物ではないかと、私は思っております。

また、あれだけの多くの政治家の方々がお見えになったのは、全調政連が多岐にわたって、また大きな活動をされている賜ではないかということで、改めて感謝を申し上げたいと思います。

私は連合会長になった時に、実は横山会長といくつかの約束をいたしました。一番目は、政治活動と連合会の活動は切り離していきますということです。

いろいろな各政党に要望等を出す時は、やはり政治活動を行うわけですから、政治連盟がまず頭に来て、その政策要望の説明等は連合会がするといった形のほうがいいのではないかということで、私の時から横山会長とそのような話をしまして、現在はそういった形で政策要望、予算要望等についてもやらせていただいております。これは政治連盟がかなり大きくなったという一つの証でもあると同時に、連合会はそのような立場ではないという、私のスタンスですので、そんな形でやらせていただいております。先週、民主党から政策要望という形でお呼びいただいて、全調政連と日調連が参加させていただいたのですが、その中では説明については、日調連がするといった形を取らせていただいております。

それから私の、24年度の連合会の方針になりますが、会長方針の2番目に、全国1万7500人の会員の帰属意識の高揚を高めようではないかということを大綱の中にうたっております。これからは我々の、この1万7500人の土地家屋調査士が生きていく、生活していく、今、非常に厳しい時にきているのだろう。先ほど、横山会長からも非常に厳しいという話がありました。また、加藤副会長のほうからも非常に厳しいという話がありました。東京におりますと本当にその厳しさがわかります。全国に行けばもっとたぶん厳しいのでしょう。

一つには、経済の中のいろいろな問題もあるかと思いますが、実は我々の中に、この厳しさを招いている仲間と言っていいのか会員と言っていいのか、いるのではないか。今日も全公連の柳平会長が見えていますが、まさしく公嘱協会も同じです。我々、一般の土地家屋調査士も同じです。

自らが景気が悪い、仕事が減っているからといって廉価の料金で受託をしている。普通であれば、10割のものが半分、3割。これは公嘱もまったく同じです。そんなことをしていけば、我々はいつか生活の基盤が崩されて、生活ができなくなってしまう。1万7500人の会員に向かって、意識の高揚を高めるために帰属意識をもっと強く持たせようというところを考えております。政治連盟にも加入してもらうこと等も意識の高揚の一環かと思います。

ですから、そういった意味で、この5月に全国の総会がありますので、その時には、私や、副会長、常任は来賓として呼ばれるかと思いますけれども、行った時には、ぜひそういったことの発言をして来てほしいと指示をしたいと思っております。

この24年度の予算編成、これから最終段階に入っていきますけれども、基本的には「食える調査士」というのが私のキャッチフレーズですので、それを踏まえまして、ぜひ今後とも全調政連、各単位政連と力を合わせながら、我々の業界の発展になっていただければよろしいかと思います。

皆さん方に、これから各単位会でいろいろと総会があるかと思いますが、連合会の会長はそういう意識があるのだということを地元に帰られましたら各会長に伝えていただければよろしいかと思います。そのようなことが私の24年度の方針ですので、今後とも皆さん方のご助力、ご賛同いただければ幸いに思っております。

本日はこの大会が盛会に開催されたことをお祝い申し上げまして、御礼とご挨拶といたします。本日はおめでとうございました。（拍手）

司会　竹内会長様、ありがとうございました。

次に全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長、柳平幸男様。よろしくお願いいたします。

柳平全公連会長　皆さん、こんにちは。ただいま、ご紹介いただきました全公連の柳平でございます。間違ってはならないということで、ここにしたためてはきたのですが、これを朗読した上で、少しお話しをさせていただきたいと思います。

日頃は全公連に対しましての温かいご支援、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。また、定時大会が多数のご来賓をお迎えして、このように盛大に開催されましたことに対しまして、改めてお祝いを申し上げるものでございます。

さて、昨年は、先ほどお話しがありましたように、東日本大震災、台風12号、15号といった甚大な自然災害が発生いたしました。

東日本大震災では、私も所属しております岩手会所属の調査士が津波によってお亡くなりになりました。また地震や津波、原発事故により被災した多数の仲間の調査士もおります。多くの死者と行方不明者を出した大震災のつめ跡はいまだ癒されることなく、がれき撤去に至っては、いまだ10%にも満たない5%前後。また、がれきの処理にあたっては温かい地域は受け入れをしていただいておるのですが、そうではないところもある。非常に被災地におる人間にとって忸怩たる思いがございます。

このように、激動の平成23年に全調政連、全公連、日調連の順に新たな会長の体制が敷かれました。私を含む新たな体制になり、この難局に対して積極果敢に3団体として取り組んでまいりました。幸い、3団体の会長は各団体の会務を通じて旧知の仲であり、団体間の連携は緊密に行われた1年であったと理解しております。

特に、全調政連・横山会長におかれましては、全公連の理事会にご臨席賜り、全調政連としての立場をご説明いただくとともに、全公連の諸課題に対してご支援、ご協力をいただいたことに感謝申し上げる次第です。また日調連と連携する必要のある事項におきましては、竹内会長との間に入り、3団体会長会議の開催や、全公連として取り組むべき政治的な課題に積極的に取り組んでいただいていることに対しましても、感謝申し上げるものであります。

現在、全公連が取り組んでいる最大の課題は公益法人移行認定です。幸いにも、昨年、23年には岩手、静岡、愛媛の3協会が内閣府公益認定等委員会より公益認定を受けました。また、山口協会は山口県の公益認

定等審議会より公益認定を受けております。今年に入りまして、内閣府や各県の公益認定等審議会に対しまして数協会が申請済みです。年内には30協会程度の移行認定を受けるべく、申請協会のサポートをしているところです。

昨年までは、調査士協会の取り扱う調査士法64条業務の公益性についての議論がもっぱらでしたが、現在では、調査士協会の公益性についての議論は尽くされており、公益事業の実施、事業者として認知されていると考えております。最近では、公益移行において協会内部のガバナンスと経理的な部分が焦点となっております。いずれ多くの協会が今までどおり公益事業者として認定されるよう全公連としても努力してまいります。

全公連として取り組む政治的な課題といたしましては、国土調査法第10条第2項に規定する「要件を満たす法人として公益社団法人の調査士協会の活用」と、測量法47条第1項に定める「基本測量及び公共測量以外の測量」として、公益社団法人の調査士協会が設置する基準点を当方47条1項に規定する「国土交通大臣が公共性を有すると認めて規定する基準点」とするよう要望するものです。

この二つの要望が実現することになれば、国策として進めている国土調査による地籍整備事業に多くの土地家屋調査士がかかわることができます。また、公益社団法人たる調査士協会が設置した基準点も、公共基準点と同様の取り扱いも期待できるものであります。私どもが公益認定を受ける際の法定受託事業は、土地家屋調査士法64条業務ですが、関連事業として地図整備の促進等に掛かる受託事業として、地籍調査事業への積極的な取り組みを表明しております。

さらに自主事業として、多くの協会が登記基準点の整備を取り入れている実態があります。このたびの公益認定移行業務において、公嘱業務全般について深く全公連としても研究できたことはたいへん有意義であったと理解しております。この研究成果が公益法人移行に生かされることにより、法定受託事業だけでなく、関連事業である地籍調査や自主事業である登記基準点の整備促進が全国規模で展開できたならば、協会社員のみならず、多くの調査士の業務の発展に寄与するものと理解をしております。つきましては、これが実現できるよう、全調政連、日調連とも今後も十分連携してまいりたいと思っております。

ここまでがペーパーで用意したものです。本来、「公益法人」と、何をそんなに騒いでいるのかと思われる方もいらっしゃると思うのですが、私どもは27年目に入りました。27年間公益法人として活動してきたものが、5年で移行するということではなく、今までの活動をそのまま継続するために我々はいま努力をし

ているわけです。その中において、公正な判断、中立な判断がなされるということは、私どもにとっても非常に意を得たりというところもあります。

公益法人になったならば、随契が目的だろうなどとうがった見方をする方がいらっしゃいますが、決してそうではありません。我々が求めているものは何かというと、公益法人になることが目的ではないのです。発注官公署が仕事を出しやすい環境を整備すること。そのために公益法人がベターであればそれに沿った組織体系にしていくということが重要で、我々が官公署の出す、発注するにあたって、発注しやすい環境整備を行っているとご理解をいただきたい。

それから、先ほど竹内会長からもお話しがありましたが、廉価な応札等でかなり問題になっているということも全公連の中においても十分議論をしております。ただ、その応札をしている方も土地家屋調査士であるという事実を踏まえた中において、排除する論理から取り込んでいって、一公益事業者として事業を行っていく中において、その人たちの意見を踏まえながらいろいろな活動をしていくという手法もあるのかなと思っております。

ただ、全公連は組織を構成するにあたって、昭和60年の法改正後50協会、残念ながらいま東京が抜けていて49協会ですが、この49協会の処遇が決まるのが来年11月30日までです。そこまでに今、しなければならないことは、やはり我々は公益移行がそこの全公連に加入する協会にとっていちばん重要な事項であろうと。その先を見据えた時にどうするかということになった時には、役所が出した時にどの手法がいいものなのか、入札がいいものなのか、随契がいいものなのか、あるいは提案型がいいものなのかということについては発注者の都合でありまして、我々は選ばれる人間、選ばれる法人になる必要があるだろうと理解しているところです。

今後もこの取り組みについてはぜひ進めてまいりたいということと、全公連の受託総額がだいたい土地家屋調査士の年間報酬額の10%～20%前後です。そうなると、一時230億あったのが今は160億まで減りました。これをどうやって上げていくかといった時に、なかなか事業規模は減っていかない。その中においてどうやって受託を上げていくかということになった時には、新規分野ということになろうかと思います。

政連のおかげによりまして14条地図は18億円規模になりました。しかしどうでしょう。国土調査事業予算は25%増の今年は150億円、トータル300億円の地図の作成のための費用が国交省には計上されているということをご理解いただいた中においては、我々もそこの部分についてお手伝いをする団体となるという

ことも重要ではないかとも思っておりますので、ぜひその辺の環境整備について全調政連のご活躍をお願い申し上げます。

最後になりますが、本定時大会が実り多い大会となりますようご祈念申し上げまして、私のお祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠におめでとうございました。（拍手）

司会　柳平会長様には誠にありがとうございました。

4. 来賓紹介

司会　ご来賓の皆様から多くのご祝辞をいただきたいところですが、進行の都合もございますので、ご紹介に代えさせていただきたいと思います。全国土地家屋調査士政治連盟の名誉役員の方々をご紹介させていただきます。

名誉会長、待野貞雄様。

顧問、井上孝三郎様。

顧問、西本孔昭様。

相談役、黒下貢資様。

以上で、ご来賓のご紹介を終わらせていただきます。

竹内会長様と柳平会長様は会務のため、ここで退席いたします。皆さん、拍手をもってお見送りいただきたいと思います。

〔拍　手〕

5. 議長選出

司会　議事に入らせていただく前に、本大会の議長の選出をしたいと思いますが、どのような方法で選出いたしましょうか、お諮りいたします。

〔「司会者一任」の声あり〕

司会　ただいま、司会者一任という声がございましたので、司会者のほうからご指名させていただいてよ

ろしいでしょうか。

〔拍　手〕

司会　それでは、司会者から議長の指名をさせていただきます。鹿児島県土地家屋調査士政治連盟の坂元会長様。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。ただいま議長が選出されましたので、これからの進行は議長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

坂元議長　ただいま議長に指名されました、鹿児島県土地家屋調査士政治連盟会長の坂元でございます。なにぶん不慣れでございますので、いろいろと至らない点があるかと思いますが、皆様のご協力を得ながら本日の議事運営が円滑に進むように一生懸命努めますので、どうかよろしくお願いいたします。

東日本大震災発生からちょうど1年がたちました。復興の遅れなどが指摘されておりますが、土地の利用促進等に関してこれからが本番だと言われてもおります。私たち土地家屋調査士の専門とする業務による復興への貢献は、まさにこれからではないかと考えられます。本日の議事運営が実りあるものとなりますように、重ねて皆様のご協力をお願いいたします。（拍手）

ここで本日の出席状況を報告いたします。本大会の構成員数は全調政連役員18名、会長・代議員54名、合計72名のところ、本日午後1時30分現在、全調政連役員18名、会長・代議員52名、うち代理出席2名ですが、合計70名の出席でございます。よって構成員の過半数の出席により本大会は規約第15条により成立したことを確認いたしました。

なお、傍聴につきまして、これを認めるかお諮りいたします。いかがでしょうか。異議がなければ拍手をもってお願いいたします。

〔拍　手〕

坂元議長　たくさんの拍手をありがとうございました。

それでは、本日の議事日程、議事運営について確認をいたします。本日の議事は、ただいまから午後5時までを予定しております。執行部からの報告・説明等は簡潔明朗、要領よくお願いいたします。また構成員の皆様方には、ご発言される場合は挙手によりお願いします。挙手を受けまして、議長から指名いたします。発言に際しては、所属の政治連盟と氏名をおっしゃってからお願いします。この会期中に動議が出された場合ですが、全調政連では大会の議事運営規則を定めておりませんので、議事の運営につきましては、日調連

の総会議事運営規則を準用して議事を進めたいと思いますので、よろしくお願いします。動議は書面で提出してください。賛成者5名以上の連記または賛成者5名以上のこの場での挙手を確認して行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

坂元議長　ありがとうございます。異議なしと確認しました。

6. 議事録署名者選出

坂元議長　次に議事録署名者の選出を行いたいと思いますが、いかが取り計らいましょうか。

〔「議長一任」の声あり〕

坂元議長　議長一任の声がありましたので、千葉調政連の椎名会長様。それからもう一方、埼玉調政連の齋藤会長様。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、皆様にここでご紹介いたしますので、ご自席においてお立ち願いたいと思います。どうもありがとうございます。（拍手）

7. 活動報告

坂元議長　では、さっそく定時大会次第に基づき議事を進めてまいります。次第の7番、会務事業の活動報告について、執行部から説明をお願いします。

小沢幹事長　皆さん、こんにちは。幹事長の小沢でございます。今、議長の方からもご説明ございました活動報告についてご説明させていただきますが、各委員会についての説明につきましては、それぞれの委員長から説明をさせていただき、私のほうからは雑ぱくな説明になるかもしれませんけれども、内容の説明をさせていただければと思います。私のほうでは議案書3ページ～15ページまでご説明させていただきます。

まず会議関係です。先ほど、横山会長からもお話しがございましたとおり、昨年度ご審議いただき、またそれについてご提案させていただいた内容について、本来であれば十分な、100%の力を出せるようにやっていかなければいけないところでしたが、先ほど来、お話があります東日本大震災の関係上、どうしてもその部分に追われるところがございました。ただし、その中でも各委員の幹部の方に頑張っていただき、数少

ない会議の中で、それぞれの委員会を立ち上げていただき、その中で議論もしていただいたところです。

なお昨年度は、先ほどの震災の関係で、どうしても震災に関する会議というところも迫われました。特に滅失の関係のお手伝いをするという内容につきましても、この会議の中で議論をさせていただき、なおかつ政治家の先生方にも見ていただいて、それについて内容の確認をしていただいたというところです。

4ページ、組織活動・会務関係につきましては、これをご覧になっていただくとおりでございます。このような参加をさせていただいたというところで、ご一読いただければと思います。

8ページの政治資金パーティー関係ですが、本年度が先ほど申し上げました震災の関係で、各先生方には我々のほうから常に頭を下げさせていただいて、後ほどの収支決算報告のほうでもあると思いますが、政治資金パーティーに関しては極力抑えさせていただきました。

実は、各政治家の先生方には、本来であれば2人で参加する、または3人で参加するといったところを1人ずつ減らさせていただいたりなどした関係で、ここに載っている人物も本来であれば2人で参加しなければいけないところですけれども、1人で参加させていただいたり、3人で参加させていただくような重要な先生方についても、2人でとか1人という形での参加で、そのたびに先生方にはお詫びを兼ねたお話しさせていただいているところでございます。

それでは委員会の活動につきまして、まず、総務委員会のほうからご報告させていただきます。

市川副会長　総務委員長の市川です。総務委員会の活動報告をさせていただきます。議案書15ページです。

昨年、第11回大会におきまして否決されました役員選任規則を再提出すべく、条文の見直し等を第1番の活動としております。そのため各ブロックにお伺いし、改正案のご説明をさせていただきました。議案書の7ページ～8ページにわたりまして記載されております。10月14日東北ブロック、10月21日関東ブロック、10月22日中国・四国ブロック、10月24日近畿ブロック、11月11日北海道ブロック、11月15日中部ブロック。次のページにあります、11月25日九州ブロックの各ブロックで、皆さんにご説明をさせていただいたところです。各会長にはお忙しい中、ご協力を賜りましたことを、この場をお借りして御礼申し上げます。それによりまして、本日、第4号議案として再提出をさせていただきました。

また、委員会報告の中の記載されております顧問相談役の委嘱基準も検討させていただきまして、検討結果を平成23年9月5日の第3回幹部会に提出させていただきました。幹部会におきまして、審議し、了承

を受けまして、同日より施行しているところです。

また第2回の総務委員会におきましては、旅費規程の見直し、会費の値上げ等、24年度の活動方針にすることを決定しております。ただ、会費の値上げにつきましては、委員会報告での記載のとおり、単年度ではなく、数年かけて検討していきたいと考えております。以上が総務委員会の活動です。ありがとうございました。

加藤副会長　制度対策委員会を担当しております加藤です。どうぞよろしくお願いします。それでは、ご報告申し上げます。

議案書15ページ下のほうに、制度対策委員会報告ということでご報告申し上げております。昨年6月7日に第1回目の委員会を、横山会長、小沢幹事長同席の下で開催させていただいております。

16ページ、続きまして12月16日に第2回目の委員会を開催しました。制度対策委員会としての役割は主に3点、積極的にやっていこうということで、委員ともども昨年1年間頑張ったところです。

まず1点目が皆さんご承知のとおり、地方分権に関して登記事務等権限が地方に委譲されることに対する反対活動ということで、先ほど横山会長からもお話しがありましたように、大阪府はじめ3県、富山、神奈川、茨城、そして北海道と大分が現在進めていただいておるように承っております。これを23年度は全調政連活動として皆さんのお力をいただいてさせていただきました。

2点目としては、地図整備の促進。これは東北地方の大震災のこともあるのですが、予算を、今の民主党政権に対して復興に対する予算要求・要望をしてかなりの予算を認めていただいた上に、なおかつ地元の調査士を原則として発注してほしいという要望を日調連と全調政連ともどもしていただいて、結果的には1件だけ地元の公嘱ではないところが受託されたように承っておりますが、基本的には地元の特に被災された調査士に、この損壊建物調査業務を発注していただいておるところです。

3点目、皆さんもよくおっしゃる第3条業務の業務拡大について、制度対策として取り組もうということです、23年度もブロックを回らせていただき、今後の方針ということでお話し申し上げたのですが、いま現在、制度対策委員会としては24年度積極的に展開をする前提としていろいろな資料を収集、調整しております。24年度は皆さんのお膝元に参って、この資料をお配り申し上げて、ご説明させていただいて、各地方自治体の発注機関に対して皆さんがPRできる資料をまとめてお配りしたいと考えております。その節にはどうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。以上です。

八瀬副会長　こんにちは。組織強化委員長の八瀬です。組織強化委員会の報告をさせていただきます。

第1に、5月23日に委員が集まりまして会議を行いました。16ページにありますように、全調政連の集票能力について皆で討議してみようということで行いました。かいつまんで申し上げますと、具体的に、平成16年のこの時点においては、我々は前田武志先生の選挙には参加していないわけですが、平成22年度の選挙においては全国で前田武志先生の選挙に対して携わらせていただきました。

その集計結果をデータとして出しましたところ、前田武志先生の件につきましては、平成16年においては11万票を獲得しているわけです。そして次の平成22年度におきましては11万8000票、8000票のプラスになっているのですが、この時の参議院選におきましては、民主党の当選者の方々はすべておしなべて平成16年度に対して票を減らしている中で、唯一前田武志先生だけが8000票伸ばしているという事実がございます。

その内訳を精査してみますと、前田先生は元奈良県で衆議院議員であった関係上、平成16年においては奈良県の地元で7万6000票を獲得されておりますが、平成22年度におきましてはこれを3万3000票に減らしている。すなわちその差額であります4万2000票を自分の奈良県で減らしたという事実があります。それに対しまして、奈良県以外の他県におきましては、ほぼ皆プラスに転じておりまして、そのプラスの集計が5万2000票、すなわち4万3000票減らして5万2000票を全国でプラスに集票しているという事実があります。

これは、好意的に見てその5万2000票が調査士の政連ですべて叩き出したと言いたいところですけれども、これはなかなか、そこまではなかっただろうと。そうすると、最大限で我々の集票能力として、5万票というのはちょっとプラスし過ぎとしても、少なくとも2万票～5万票くらいの間の集票を我々の組織で行ったのではないだろうか。これは推測でしかありませんが、前田武志先生の2回の選挙データを比べることによって、だいたいの我々の力というものを認知できたと思います。

これに甘んじることなく、やはり我々一つの組織において10万票くらいの票が叩き出せるようであれば、一人の参議院議員を当選させることができます。現に前田先生の場合は、12万票くらいで当選されております。我々の組織で1人の参議院議員を当選できるような、そういう組織活動に向かって今後も進めてまいりたいと考えております。

次に、今年度の組織委員会の活動テーマにつきまして、過去の会員増強に関するアンケート、前回の組織

委員会で行っております。このアンケー結果を分析いたしまして、やはり会員増強努力の糧としたいと考えております。アンケート結果を見ると実に厳しいご意見を賜っております。我々の耳に痛いことを忠実に実行していくことが少しでも会員が増えていく手助けになるものと頑張りたいと考えております。

⑵全調政連活動の中核となる地区ブロック活動を充実させる事により、各単位政連の組織強化を行うということで、今年度が10月、11月にブロック会議を開催いたしまして、各地区の単位政連についての全調政連の考え方を理解してもらう活動をさせていただいております。

次に、次年度の活動方針ですが、我々、全調政連が組織強化のために、会員の増強に全力を注ぐことはもちろんですが、同じ仲間の他組織の日調連、全公連に対しても、また力を貸していただきたいと考えておりますので、その辺をまた三者等で話し合いをさせていただきたいと考えております。

次に、これもまた総務のほうとの連携が必要になってきますが、全調連組織の組織強化のための適正会費。適正会費と書いておりますが、減額はございませんので、どうしても増額になってしまいますけれども、組織が健全に行っていくにはどの程度の増額を皆様方にお願いすることが適当なのか、これも性急ではなく、それぞれの委員会同士でそれなりの根拠となる資料を積み上げていくというような考えです。以上をもって、組織強化委員会のご報告を終わらせていただきます。

小沢幹事長　報告は以上でございます。

坂元議長　執行部の報告が終わりました。それでは、会務・事業の活動報告に対する質疑を受け付けます。何かございますか。ないようですので、会務・事業の活動報告の件についての質疑はこれで打ち切りといたします。

会務・事業の活動報告の件は報告どおり承認されたものとして議事録にとどめてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

坂元議長　異議なしという声をいただきました。これをもって会務・事業活動報告の件は終了といたします。

皆様のご協力でスムーズに議事が進行できましたので、ここで休憩をとりたいと思います。それでは50分まで休憩をとりますので、時間になりましたら自席にお戻りください。

8. 議　事

坂元議長　では、よろしいでしょうか。会議を再開いたします。ただいまから、議事に入らせていただきます。

第1号議案「平成23年度収入支出決算報告承認の件」上程いたします。まず、決算報告について、担当役員から提案等の説明をお願いいたします。

佐藤会計責任者　会計責任者の佐藤です。よろしくお願いします。

それでは、皆様のお手元にある議案書の17ページを開いてください。「平成23年度収入支出決算書」をご覧ください。

まず、収入の部から説明します。内容的には寄附金、その中に会費収入があります。予算においては2200万、決算が2059万1000円、140万9000円減ということで、決算があがりました。この減の中には、先の震災で被害を受けました岩手県、宮城県、福島県の三会の後期の会費が免除されております。その免除額52万3000円が、この減額の中に含まれております。

寄附金収入。予算が10万円、決算は0で寄附金はありませんでした。

雑収入。1万円で、決算では1372円、8628円の減額であります。これは受取利息等が入っております。

前期繰越金。976万1650円ですが、この中には一時拠出金として559万6157円が含まれております。

収入の合計としまして、予算で3187万1650円、決算では3035万4022円と、151万7628円の減となっております。

次に、支出の部に移ります。まず、科目の経常経費。

人件費として予算90万円、決算でも90万。これは事務委託費ということで、日調連に年4回に分けて支払っています。

消耗品費。15万円、決算20万4069円と、5万4069円の増額です。パソコンを購入したということであります。

事務所費。70万、決算で63万5270円、6万4730円減であります。これは通信費とOA機器の使用料。連合会の機器を使って、その使用料を払っています。あとは、事務所の賃料等であります。

政治活動費の中の組織活動費、そして大会費。これは400万を予算で見ております。決算は263万8222円、136万1778円の減額であります。これは定時大会の関係費で、会場費や大会資料、懇親会等のものが

含まれております。

会議費。570 万、決算で 441 万 5405 円、128 万 4595 円の減額。これは幹部会や常任理事会、打ち合わせ会等々の費用です。

渉外費。600 万、決算で 346 万 9110 円、253 万 890 円の減額になります。これはパーティー券購入、他の団体との交渉等の費用として使っております。

組織対策費。600 万、決算で 578 万 8400 円、21 万 1600 円の減額になります。日常の活動費、政経パーティー参加、ブロックとの打ち合わせ等で使用しました。

交際費。5 万、決算で 43 万 5625 円、38 万 5625 円増ということで、これは慶弔費等で使いました。

選挙関係費と一時拠出金。これは支出がありませんでしたので、0 ということで決算いたしました。

調査研究費。10 万、決算で 2 万 6100 円、7 万 3900 円の減額であります。これは書籍を購入いたしました。

機関紙誌の発行事業費、予備費、一時拠出金予備費。これは決算が 0 で、使用しませんでした。

予算合計が 3187 万 1650 円、決算額が 1851 万 2201 円です。そして 1335 万 9449 円の減額となっております。

まとめとしまして、当期収入計が 2059 万 2372 円。これは会費や雑費等が入った収入の合計額です。当期支出額 1851 万 2201 円で、当期収支差額が 208 万 171 円です。

そして収入の合計が 3035 万 4022 円、支出合計が 1851 万 2201 円、次期繰越金が 1184 万 1821 円。そして、この中には一時拠出金 559 万 6157 円が含まれております。

次の 18 ページに、財産目録として記載しております。以上で、説明、報告を終了いたします。ありがとうございました。

坂元議長　次いで、監事から監査報告をお願いします。

芹澤監事　監査報告を申し上げます。規約第 7 条第 6 号により、横山会長をはじめ関係役員の立ち会いのもとに、平成 24 年 1 月 30 日、本会事務局において最終の会計監査を行いました。その結果、帳簿、関係書類すべてにおいて適正に処理されていることを確認いたしましたので、ご報告させていただきます。監事　四宮勉、監事　芹澤利二、以上、ご報告申し上げます。

坂元議長　ありがとうございました。執行部の提案、説明、監査報告が終わりました。

それでは、ただいまから第１号議案の質疑に応じますが、質疑はあらかじめ質問書を提出していただいている方を優先といたします。審議時間を有効活用するため、提案者から特に補足説明の要請がないものについては、執行部からの説明をもって質疑応答とさせていただきます。

本日は、本議案に対して三つの質問があります。皆様のお手元に資料がございますが、それの整理番号１～3 です。これについて、大阪調政連、特に補足説明をされる事項はございませんか。ありますか、はい、どうぞ。

神寶（大阪）　大阪政連の神寶でございます。日頃は会長をはじめ役員の皆様、我々調査士のためにいろいろと行動をしていただき、ありがとうございます。

質問は、特に何かということではなく、純粋にこの場でお聞きできればと思っている内容でございます。中でも本当に切実な問題で、いま大阪の調査士は 1100 名ぐらいですが、そのうち実際に入っているのが、この議案書の段階では 603 ですが、今は 608 ぐらいまでまた増えてきております。これをどう増やしていくかについて、いろいろと悩んでいるところです。

我々もそんなに高い加入率ではございませんが、加入率の高い、あるいは低い会でどのようなことをされているのか、もし情報がございましたらこの場で教えていただけたらと思っております。この場が適当でなければ、また別の機会でも結構でございます。

我々大阪政連は、諸般の事情で財政危機に陥っております。それをなんとか乗り越えるために、執行部の連中、有志の方、役員の方、副幹事長とか幹部の方々が、例えば２万円のパーティー券の１万円を負担するといったことをしながら、進めています。やはりそういうことがいつまでも続くものでもございませんし、これから生まれてくる新役員の方々にそういうことを押しつけるわけにもいきませんので、どのようにされているのかを教えていただけたらと思っているところです。

それと、昨年の全調政連さんの議事録を拝見しましたら、活動報告の中でご答弁している、あるいは説明している中に、各単位の政連のほうで事業をやることによって、会員増強をやってみたらどうかということも議事録に載っていたように思います。

大阪では、報酬額に関する勉強会などをしてはどうかという、ちょっと触っていいのかわからない部分もありますので、そのへんも何か検討していただいて、教えていただけるようなことがございましたら、教えていただきたいと思っております。

報酬額に関しては独占禁止法の関係もございますし、どのように扱っているのか、我々の知らないことで素晴らしいアイデアのもとにやっているところがあれば、教えていただきたいと思っております。

そもそも我々の報酬は他の資格業団体の報酬と違って、本来であれば国がしなければいけない業務を民間がやっている。我々の資格はそのようなものだと、私は信じております。それを他の資格業の報酬と同じように、競争の原理に入れられていること自身が非常に不満な日々を送っております。

競争することによって競争に勝てなければ、もちろん勝っていかなければいけないのですが、勝てなければ制度が衰退することを十分に察していくようなことでいいのかなと。そのようなことを考えておりますので、このような質問になりました。どうかよろしくお願いいたします。

坂元議長　どうもありがとうございました。ただいまの補足説明は、この三つの質問を網羅されたと理解してよろしいですか。

神寶（大阪）　はい。

坂元議長　では執行部、ご答弁をお願いします。

小沢幹事長　幹事長の小沢でございます。私から１番のご質問について、ご回答させていただきます。その前に、各単位会ではというお話がありましたが、やはりここでは全調政連でということでご回答させていただき、このあとまた懇親会もありますので、その懇親会の中で時間があれば皆さんにお伺いしていただければと考えています。

１番のパーティー券については、今の大阪調政連では半額を負担されているというお話でしたが、全調政連としては、全調政連のほうで全額負担をしております。先ほどの決算報告の中でも、本来であれば予算額満額という形で取っていきたかったのですけれども、今回に関しては先生方にお願いして少し減らしているところでございます。

ただ、今日、連合会会長からもお話しいただきましたように、新春恒例会にたくさんの大臣にも来ていただいたところを見ていただければ、我々が説明した内容についてのご理解はいただけたのではないかというところでございます。以上です。

市川副会長　整理番号２番について、私は東京政連会長も兼ねているということで、東京はビリ２の33.3%ということで「お前が説明しろ」ということでございます。

基本的に、東京においても大変厳しいことは同じでございます。昨年の大会において、来年度の４月以降

は会費を１万円に値上げさせていただきました。我々東京の場合は、調査士会であれば支部、政連であれば地区代表という形の組織がありますが予算の関係でなかなか地区代表会議を開くことができません。

そういった事で１万円に上げさせていただいて、年に２回ぐらい地区代表会議を開こうということです。我々がいま会でやっていることを、地区代表にどういうことをやっているかPRすると同時に、一般会員にもどういうことをやっているか、きちんとPRしていきたいと考えております。

パーティーにつきましては、基本的に都議会については、政連のほうで全部出しております。ただ、我々が出向した場合は出向費という形での日当ではございません。あくまで交通費という形で出資しています。

東京は民主・自民・公明の３会の議連を立ち上げていただいています。そういった中でいろいろな要望を行ってきているところを写真に撮り、それを一般会員も含めてメールで東京政連のニュースとして流しております。そういった形で、政治連盟が何をしているかということを、一般会員にもお知らせしています。

基本的に政治連盟というのは、本会・公嘱協会の要望等を代理してやるということで、我々政治連盟がものを企画することではないだろうと私は考えております。

今言ったことが回答になっているかどうかわかりませんが、東京会では来年度から会費を１万円に値上げすることと、ホームページ等を通じて政治連盟の活動をPRしているということでございます。

森副会長　副会長の森でございます。報酬額のご質問について、お答えいたします。神寶会長のおっしゃるとおりで、残念ながら現在のところ、全調政連では報酬額については何もやっておりませんし、今のところできないというのがはっきりしたお返事です。

何か研究会をやるのに方策がないかということですが、会報に、宮城会の鈴木会員らが出した『ガイダンス土地家屋調査士報酬』という本の宣伝が出ています。それを買えとは言いません。そういう本がありますという紹介だけさせてもらって、ご返答にさせていただきたいと思います。以上です。

坂元議長　大阪調政連の神寶会長、ただいまの答弁でいかがですか。

神寶（大阪）　どうもありがとうございます。再質問ではございません。大阪では報酬に関する勉強会を開いて、そのときに本会会員を招いて会費を取って、政治連盟の資金にしようかなどということも今考えている状態でございます。はたしてそれが良いのかどうかも、大会が終わってから教えていただけたらと思っております。長時間ありがとうございます。

坂元議長　ただいまの補足は要望みたいな形で、了承いただけるということでよろしいですか。

神寶（大阪）　はい。

坂元議長　ありがとうございます。

本件についての書面による質問は以上ですが、今度は議場からの質問をお受けします。何かございますか。ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

それでは、第 1 号議案「平成 23 年度収入支出決算承認の件」について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。

（挙　手）

坂元議長　はい、ありがとうございました。挙手多数によって、第 1 号議案は報告のとおり可決承認されました。ありがとうございました。

次に、第 2 号議案「平成 24 年度運動方針（案）審議の件」及び第 3 号議案「平成 24 年度収入支出予算（案）審議の件」は双方関連があると認められますので、一括上程することに異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

坂元議長　異議なしと認め、第 2 号議案「平成 24 年度運動方針（案）審議の件」及び第 3 号議案「平成 24 年度収入支出予算（案）審議の件」につき、一括上程することといたします。執行部からの説明を求めます。

小沢幹事長　幹事長の小沢でございます。それでは、第 2 号議案及び第 3 号議案についてご説明いたします。19 ページ、20 ページですが、まず運動方針の 19 ページをご覧ください。

文章が書いてありますが、これを長々と読むのは時間がもったいないので、ご覧のとおりですが、やはり去年は東日本大震災が発生して、それについての数々の議論をさせていただきました。

また、先ほど来お話がありましたとおり、建物滅失、今後の地図に対する問題、被災が起こった部分の問題、全国的な問題、それらを含めて今年度の運動方針という形で進めさせていただければと考えております。大きく分けて四つの運動方針を立てました。

第 1 番目の土地家屋調査士の地位の向上を図るというところです。まず、政治連盟として何ができるのか、何をしているのかが非常に見えづらいところもありますが、やはり土地家屋調査士政治連盟というのは連合会、または全公連がどのように指針を立て、その指針に対して役所だけでは対応できない、どうしても政治に頼らなければいけないだろうというところが、我々に与えられた使命ではないかというところで、（1）～

(3) までの運動方針としての活動方針を出させていただいております。

特に「日調連と連携し」というところに関しては、先ほど竹内会長からお話しいただきましたとおり、連合会からの要望も多数ございます。それから、公嘱協会からの要望等を精査しながら、その中で優先すべきものがどこにあるのかも含めた形での会議をしながら、活動を進めていければと考えております。

2 番目の「組織の強化を図り」というところですが、先ほどもご質問がございました。それに対する回答もありましたが、それも含めてやはり組織強化という形での健全化を目指していければと考えております。

特に会員増強の推進に関しましては、全調政連の事業活動も含めて、全調政連ニュースでもご報告させていただきますので、それを使いながら活用していただくという方法もあります。ぜひとも、ご活用いただければと考えております。

それから、議員との連携を強化する。先ほど来ずっとお話しさせていただいた議員の先生方とのパーティーに関しましては、多分に控えさせていただいたところもございます。また、それに関していろいろ理解していただいたところもございますが、さすがに2年続けてはなかなかできないだろうというところも含め、1番、2番については強化をしながら連携を図っていければと考えております。

それから、4番の関係法令改正の情報提供の充実ですが、これは関係法令改正云々というところの情報が、やはり連合会に集まりやすいところもあります。それも含めて、連合会、公嘱協会とも連携を図りながら、ぜひとも情報の共有化をすることによって我々がどのような形で動いていかなければいけないのか、これについて議論を進めていければと考えております。

続きまして、次のページ「平成 24 年度収入支出予算（案）」をご覧ください。先ほどの決算でもご説明いたしましたので、詳細は数字をご覧いただくことによって省略させていただきます。先ほどの話のとおり、パーティー購入券に関して今年度は500万という数字で、予算立てをさせていただきました。

その前に、上の会議費の中で、今年度は各ブロックに対して制度対策のほうで一緒に動いていただきながら、各ブロック会議の中でどういうことをしていくことによって、政治連盟が動いていけるのか。また、政治連盟としての動き方は、このようにしていくのも一つの方法ではないかというご提案もさせていただきたいと考えております。従いまして、その分の費用も少し余計に取らせていただきました。

それ以外につきましては、ご覧の数字のとおりでございます。選挙に関しては、もしかしたら今年度あるかもしれないというところで、一応 50万円の選挙関係費を計上しておりますが、このへんについては流動

的であることも含め、科目外流用ができることをこの場で諮らせていただきながら、ご審議いただければと思います。以上で報告とさせていただきます。ありがとうございました。

坂元議長　ありがとうございました。それでは、ただいまから第2号議案ならびに第3号議案の質疑に応じますが、本議案についての質疑が書面にて提出されておりますので、これを審議したいと思います。お手元の資料の整理番号4番～10番です。

まず、愛知調政連から出されている4番、5番、6番を先にして、続いて7番～10番の四国ブロック協議会の順にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

坂元議長　それでは、最初に愛知調政連、補足事項はありますか。

瀧（愛知）　ありません。

坂元議長　はい。補足事項はないということですので、執行部の答弁をお願いします。

加藤副会長　それでは、ただいま議長からご指摘がございました愛知調政連の瀧会長からのご質問に対して、お答え申し上げます。この大会は年1回でございますし、せっかく皆さんが東京までお越しになって、いろいろなことを聞いて帰りたいというお気持ちは十分理解しておりますので、できるだけ丁重にご回答申し上げたいと思います。そういう意味で、今までと重複する部分があったり、またいくばくか横道にそれることがあろうかと思いますが、それはそういうことでご理解いただきたいと思います。

まず、議案書19ページ「運動方針（案）」の中ほどに1番、「土地家屋調査士の地位の向上を図る」ということで、（1）～（3）までについてのご質問を頂戴しております。

まず（1）、（2）について、具体的に何を指すのでしょうかというご質問をいただいておりますので、ご説明いたします。報告事項の中でもございましたが、昨年度の東日本大震災復興に関する今年度の予算確保を、積極的に議員連盟にお願いし、政権与党である民主党にお願いしていきたいと考えております。それと同時に、報告事項で申し上げたとおり、やはりこれは地元の調査士という、一つの大前提に中で、お願いをしていきたいと考えております。

それと、先ほど横山会長からご報告がありました14条地図ですが、23年度は民主党の事業仕分けから外していただきましたが、これが半永久的に継続するかどうかという問題は非常に疑問符がつきます。ですから、我々としては継続的に議連、また各議員に、14条地図は調査士でなければ絶対にできないことを、こと

あるごとに訴え続けます。これは、我々専門家が絶対にやっていかなければいけない事業であると考えております。これも継続的に進めていきたいと考えております。

それと地図整備の予算ですが、皆さんよくご承知だと思うのですが、確か10年程前、地図整備予算は8000万とか9000万でした。ところが23年の予算が18億です。先ほど全公連の会長がおっしゃったように、18億の予算をつけていただいております。なんと20倍です。

これもやはり日調連はもちろんのこと、全調政連が議員連盟、そして日調連は法務省等々へ働きかけて、他に緊縮財政の中で 20 倍になった事業はほとんどありません。やはり政府としても、この地図の重要性はよく認識していただいておりますので、これを今後とも全調政連としては要望していき、18億が20億、20億を超えるような活動をしていきたい。それを各地区の調査士で受託していただけるよう、要望、要請をしていきたいと考えております。

それから、日調連では今、法改正とかいろいろなことを考えていただいているようです。日調連にも制度対策本部がございます。24年度は日調連の制度対策本部と全調政連の制度対策委員会の合同委員会を開催していただいて、問題意識を共有すると同時に日調連がどういう方向でいかれるのかという情報をいただきながら、我々全調政連がしなければならないことを明確にして、議員はじめ議連に行動していきたいと考えております。

(3) のところでは、具体的にどういう活動をし、どのような成果がありましたかというご質問を頂戴しております。今後、全調政連としてどういう活動をしていくか。先ほど私が皆さんにご報告した中で、やはり全調政連としても第3条業務の開拓をこれから積極的に取り組んでいきたい。ただし、全調政連でできることは、国会議員の皆さんに制度の PR とお願いはできますし、しますが、各地方議会の議員には地元の皆さんにロビー活動をしていただきながら、制度の PR とやはり3条業務を。

これまでを見渡しますと、各地方自治体がコンサルに出しているケースがまだまだたくさんあるようです。各地区へ行って、私は本当に感じます。全調政連としては国会議員の方には声を大にして申し上げますが、皆さんに先ほど申し上げた資料をお示ししますから、これを元にして制度 PR を図っていただいて、3条業務は調査士にしかできないのだということを地方議員に訴えていただき、そのことを議員から行政に働きかけていただいて、私達調査士が本来できる業務を取り返したい。取り返したいと言ったらおかしいですけれども、やはり調査士がしなければならないことを明確にしたうえで、業務拡大をしていきたい。これは皆さ

んともども、力を合わせてやっていきましょうよ。全調政連は全面的にそういう方向で皆さんと一緒に行動したいと考えますので、よろしくお願いします。

そして、今までの成果はということですが、日調連から各単位の会長宛てに「入札の案内」という文章がそのつど発せられています。パソコンでも日調連の情報を見たら出てくるのですが、具体的に申し上げると国交省の都市部官民境界基本調査業務、そして、農水省の国有農地測量・境界確定促進委託事業という測量が、調査士対象に入札案内が来ているのです。北海道から沖縄までありますから、それぞれの調査士が入札に参加し、落札して仕事をしておられます。

それと、山村境界基本調査を国土交通省がやっているのですが、これも調査士ということで、日調連から皆さんの単会宛てにご案内が行っているはずです。これも調査士が入札ですが、落札して仕事をしておられる。そして社保庁の社会保険病院の建物の表示登記も、調査士に発注されています。

過去になかったこうゆう国の機関が、各地区の調査士に入札案内を行い、入札し、落札して仕事をしておられます。これが大きな成果です。これをまた 24 年度も拡大していって、一つでも多く皆さんの仕事につながるように、全調政連としては努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

なおかつ、各地区で皆さんが積極的に営業活動をこれからしていってくださいよ。そうするうえで、全調政連にあんなことをしてくれ、こんなことをしてくれということを連絡いただければ、できることはさせていただきます。

しかし制度について、政連が云々ということは、いくばくか問題があろうかと思いますので、これはやはり日調連ともどもやっていかざるを得ないかなと思います。そのへんもご理解いただきたいと思います。

そしてもう一つ、他に何か実現すべき政策についてというご質問を頂戴しています。報告でも申し上げたように、地方分権の件。一府三県が正式に意見書を提出していますが、これを全国的に広げて、すべての都道府県でこれが出揃えば、政府としても見過ごすわけにはいかないだろうと思います。どうか皆さんお帰りになって、各都道府県の議会の議員に、なぜ法務行政が地方に移譲されてはいけないのかを訴えていただき、ぜひ議会で議決していただいて、議長名で地方自治法の 99 条に基づく意見書を提出していただきたい。

これはやはり人任せではいけないのです。我々がやらないことには、誰もやってくれません。どうかそのへんをご理解いただいて、全調政連がしなければいけないことはしますが、しかし、皆さんがしなければい

けないこともしてください。そのうえでこの制度は存続もするでしょうし、国民の皆さんのための調査士制度が発展できるように思いますので、そのへんはよろしくお願いしたいと思います。

それから、東日本大震災の予算確保も積極的にやっていきます。これから十数年かかるかと思うのですが、全調政連としては継続的に、議連や日調連ともども予算要求をしていきたいと考えております。

以上のようなことで、お互いにやらなければいけないこと、やれることをやっていきましょうよ。いつでもご連絡ください。全調政連ができることは本当に協力させていただきますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

八瀬副会長　ただいまについて、少し補足させていただきます。1の（3）の「官公署発注業務の業種区分に法第3条業務の明確化の活動」と謳っておりますが、これを具体的に説明させていただきます。

今現在、農林水産省の競争参加資格、測量コンサルタントの業種区分に土地家屋調査士法3条が認められております。これにならい、特に他の官公署においても、その中でも国土交通省は3条業務が区分されていないのです。実際は補償コンサルタントの部分に土地家屋調査士がはめ込まれているのですが、これを農林水産省の業務区分のように国交省その他の官庁においても、土地家屋調査士の業務区分を認めてもらうように活動しようという趣旨が、ここにある1の（3）の部分でございます。

懸案である道路等の用地測量においても、今はコンサルのほうに発注されています。ここにおいても大きな問題は、やはり国土交通省においてその業務区分が、土地家屋調査士という3条業務の業務区分がないことが大きな問題です。これはちょっと時間がかかるかもしれませんが、その業務部分を認めてもらい、懸案である現在の用地に関する測量等も3条業務に取り入れることができれば、これをもって業務の拡大に資することになるという目的を持って、いわゆる活動目標に挙げさせていただいております。補足でした。

小沢幹事長　いま4番と5番と6番について、特に4番についてご説明させていただきました。5番の運動方針（案）4（1）についてのご質問もございましたので、これについても確認のため、ご説明をさせていただきます。

先ほど、加藤副会長が申し上げたとおり政治連盟がどのように法改正に動くのかといったところでは、なかなか動きづらいところもあります。これに関しては連合会、単位会も同じだと思うのですが、本会と連携を組みながら、本会としてどのように動きたいのか。また、それについてどう動いていかなければいけないのかというところを連携しながら、やはりやっていかなくてはいけないだろうと考えております。

ただ、法改正に関しては良い方向ばかりではありません。実は、14 条地図に関する問題、これからはTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に関しても政府で出している案が 21 項目と言っております。そのうちの18 項目に、資格制度に関する問題ということで、いろいろ問題が出てきております。今はまだ政府と特にアメリカでどういう話をしているかという情報が、全く出てきていない状態になっております。

これも政治連盟としては、ぜひとも情報をできる限り、引っ張り出すようなことをしながら、それに基づいて悪い方向へ法改正がないように努力してまいりたいと思っております。以上でございます。

坂元議長　はい、6 番について。

加藤副会長　同じく愛知政連の瀧会長からのご質問。内容はよく似たようなことで重複して申し訳ないですが、質問内容は単位政連で、また各単会で何をすればいいかわからないと。全調政連の活動方針が見えてこないといったことを書いていただいているのですが、今までそういうご意見もあろうかと思いますし、重々承知はしているのですが、冒頭から申し上げているとおり 24 年度からは、皆さんが本当に活動できる基本的な方針をお示し申し上げます。

昨年も確か八つのブロックで、ブロック会議を開催していただいております。そこに横山会長が行って、皆さんと膝を交えてお話をさせていただいたところです。24 年度につきましては、そこに我々制度対策委員が同席して、先ほどから説明している資料等を皆さんにお配りします。配ったうえで、全調政連が一つの方針をお示ししますので、この方針にのっとってご活動していただきたいと考えております。

今日の懇親会でも衆参両議院の百数十名の議員がお越しになるわけですが、全調政連はロビー活動を非常に積極的にやっております。その成果が今日の懇親会です。おそらく皆さんが見たらびっくりすると思いますが、そうそうたる方がお越しになります。そういう意味で今度は皆さんが地元に帰られたら、地方の議員に対して同じくロビー活動を積極的にしていただきたい。

調査士制度をご存知ない地方議員が、まだ非常にたくさんいるように思います。国会議員の方は、昔と違って調査士制度のことをよく理解していただいてはいるのですが、地方議員の方は調査士制度や調査士の職責をあまりご存知ない方が多いように思います。これは皆さんがやっていただかなければ、全調政連が全国を回ることもできません。これを一つ、よろしくお願いしたいと思います。

地方分権の問題、14 条地図の予算確保、そして 3 条業務の開拓ということで、基本的には全調政連制度対策委員会ではこれをメインとして、皆さんともども活動をしていきたいと考えております。

そして質問の中で、（例）ということで具体的にいろいろ挙げていただいているのですが、14 条地図の問題点、地籍調査事業の問題点云々とずっと続けていただいているのですが、この 14 条地図については何回も説明していますように、今の 18 億を、もっともっと予算をいただけるように努力します。

あとの問題については、地籍調査事業とか未登記建物の解消は政治連盟だけでできる問題ではございません。ことあるごとに議員にはこのへんのお話を申し上げますが、やはりこれは日調連、制度の問題ですから、日調連の対策委員会ともども努力していく所存でございます。

しかし皆さん、いつまでも人任せにしないでください。こんなことを申し上げるとお叱りを受けるかもしれませんが、全調政連だけでできる問題ではないのです。皆さんもしていただかなければいけないと思いますので、どうか皆さん、地方の議員、地方の行政に対して、こういうことを声高らかに訴えてください。これが国民の皆さんのためになるのだという確信のもとで、一つよろしくお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

坂元議長　ただいま執行部からの答弁が終わりましたが、愛知調政連の瀧会長、ただいまの答弁でよろしいですか。

瀧（愛知）　ちょっといいですか。愛知調政連会長の瀧と申します。ただいま、非常に積極的な回答を縷々いただきまして、本当にありがとうございました。確かに政治連盟だけで動くことは非常に困難な部分があると思いますけれども、私の質問 1、2 はすべて要望に変わっていまして、ここに書いてあるように、とにかく今もいろいろ回答がありましたが、全調政連から具体的に「こういうことを運動してくれ」、また、法務局の移管問題がありましたけれども、もう少し具体的な形で「これをやってほしい」ということがあれば、非常に助かります。

我々愛知政連としましてはロビー活動として、つい先日も民主党の愛知県連と懇談会をしましたし、自民党あるいは名古屋市議との個別の懇談会も持っているわけです。ところがテーブルはできても、その上にあげるものがないという。全調政連から来るものが具体的にはなかなかないということで、我々単位会でできることを模索しながらやっているというのが現状です。

例えば今も 14 条地図や地籍調査の問題もありましたが、例えば 14 条地図でも予算を拡大しろ、範囲を拡大しろ、地籍調査でも一緒ですが、もう少し予算を出せ、範囲を拡大しろではなくて、14 条地図のもっと内容的なものですね。このあとも質問がまだありますけど……。また、地籍調査事業に対する内容的な問題を

もう少し具体的に指摘して、こういうことをこのように改正したらどうかということがあれば、政治家の皆さんにも非常に言いやすいのです。

それと、前松岡連合会長当時から未登記建物の解消、狭隘道路の解消。これは中部ブロックでも各県でそれぞれやっていると思いますけれども、我々単位会で、とにかく地方でやれることは何だろうかを考えながらやっているわけです。

そして戸籍の附票の廃棄問題はつい最近、我々愛知会で動き出したことであります。今日は直近の動きを報告しながら、全調政連への要望ともしたいと思います。これは土地家屋調査士制度の根幹にかかわることではないですが、我々の業務に非常に関連しています。

すでに皆さんご存知だと思いますけれども、戸籍の附票が電算化によって原則5年で除票になるわけです。5年たつと、戸籍の附票はすべて見られないということで、全国的に見てどうかは私もわかりませんが、例えば愛知の場合ですと、建物滅失登記、住所がつながらない場合には、申し述べ書に印鑑証明を作れ、評価証明をつけろ、権利証を出せと、そこまで要求されてくるわけです。

これは司法書士も非常に関連しておりまして、住所変更の登記等に関しては非常に苦労されています。愛知会では司法書士の政治連盟と1週間程前に、この問題を解決していこうではないかということで、共同で会議をいたしました。

とりあえず単位会でできることについては、運用でなんとかならないかということでありますけれども、我々はたまたま全調政連の大会がありますので、これは根幹に関わることではないけど非常に大切な問題だと思いますので、今の戸籍の附票の改正は政令ですので、法改正まではいかないと思いますが、ぜひ全調政連で取り上げていただくことを要望したいと思います。とりあえず、これだけです。

坂元議長　はい、ありがとうございました。ただいま、要望も含めて補足質問がございましたが、執行部は追加で何かありますか。

瀧（愛知）　特に戸籍の附票に関して一言。

小沢幹事長　当然、必要な部分もあると考えていますので、要望としてしっかりと受け止めたいと思います。

それから、単位調政連としては動きづらいところがあるというご質問が再質問の中であったかと思うのですが、いま加藤副会長から説明がありましたとおり、単位会として、それから単位の各公嘱協会がどういう

要望をしているのかというところがあろうかと思うのです。

私は東京の人間ですが、東京でもやはり同じようにそういうテーブルをまず作ろうということで、うちの場合は都議会からお話がございます。勉強会をしようというところも、多分にございます。

先ほど市川副会長が申し上げたとおり、東京には民主党・自民党・公明党と3議連があります。その3議連とともに勉強会をしようということで、毎年1～2回、お話を頂戴しております。

その中で当然、話は政治連盟に来るのですけれども、それに関して東京土地家屋調査士会、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対して、どういうことを今年は要望したいのだということを積極的に打ち合わせして、そこからも東京として何をしたいのか、どのように動いていきたいのかというところも含めて、議論をさせていただく中で、こういうことは東京としては積極的に動けるのだという議論をしたうえで、勉強会に臨んでいるという状況でございます。以上です。

坂元議長　まだ何かありますか。今のご答弁で、研究課題といいますか、そういった要望として受け止めるということでご理解いただけますでしょうか。

瀧（愛知）　はい。

坂元議長　ありがとうございます。

それでは、引き続きまして整理番号7番～10番まで出されている四国ブロック協議会の補足説明がございましたら、承りたいと思います。どうですか。

入船（愛媛）　ありません。

坂元議長　それでは、執行部の説明をお願いします。

八瀬副会長　副会長の八瀬でございます。それでは、14 条地図作成委託費の単価についてのご質問です。これについては、少し話がそれますが、皆さんに全調政連の活動目的を再認識していただきたいと思うのです。

釈迦に説法で申し訳ないのですが、運動方針の一番上に「本政治連盟は、土地家屋調査士制度の充実を図り、不動産に係る権利の明確化を推進し、国民の権利の擁護に寄与することによって、土地家屋調査士の地位の向上を図るために政治活動を行うことを目的とし」と、これがいわゆる全調政連の組織の目的でございます。

これを簡単に説明いたしますと、この文言で目的は、土地家屋調査士制度の充実がまず第1で、第2が土

地家屋調査士の地位の向上です。この二つを目的として、我々は活動しているわけです。そして、ここに載っている「不動産に係る権利の明確化を推進」、これは調査士が仕事をすれば権利の明確化になるのですから、これは満たしていると思います。

次に「国民の権利の擁護に寄与すること」、これが目的を達成するための要件でございます。この要件を満たさないで、目的は達成できないわけです。

あと、政治活動を行うことは手段・方法ですから、これはいいとして、基本的に全調政連の活動目的は不動産の土地家屋調査士制度の充実発展、そして土地家屋調査士の地位の向上。その要件として、国民の権利の擁護に寄与する。これが要件として満たされなければならないということを、頭に入れておいてほしいということです。

ここに出ているように、はっきり申し上げて単価の問題は全調政連の行う問題ではないわけです。調査士がお金儲けをするということは、目的を達成して、その結果としてついてくることはあり得るかもしれません。しかし、いわゆる地位の向上の要件に、調査士の儲けは要件にはならないということです。

ですから土地家屋調査士は、登記所の地図整備の作業予算の拡大については国民の権利の擁護に寄与しますので、これは積極的にやっていきます。しかしながら調査士の単価については、これはもう仕事をなさる方々が発注官署に行って交渉していただきたい。これを全調政連が行うことは、目的に反する行為であると回答しなければならないと考えます。

余談ですが、ついでですので、平成 23 年度の予算を一応調べました。そうしたら、18 億 9200 万で予算化されたものが、落札価格が 15 億 6600 万。約 82.8%で実際に落札しています。実際に 7 万 5771 筆の作業をしていますので、これを割ると 2 万円ぐらいの単価になります。1 万 9000 円は、俗に言う平均単価ではないでしょうか。そのへんは私もわかりませんが、基本的に単価の向上は全調政連の守備範囲ではございませんので、これは確実に申し上げたいと思います。

加藤副会長　もうしばらくお時間をください。四国の 4 県からご質問を頂戴しております。国土調査における境界確認分野への参画については、もう皆さんご承知かと思いますが、国土交通省公共測量作業規程というものがございます。これは国交省の大臣が出している省令です。

この中で、具体的にＡからある作業区分の中でＥ工程、要するに調査士が行う調査測量、境界の確定業務については、これは調査士業務ですということをすでに平成 12 年度の、第五次国土調査事業十箇年計画の

査定の中で正式に認められております。ですから、これは参画云々ではなく、参画しているのです。

ただ、これが国調の中で全国士へ実施されていますが、E 工程ですでに各地区の公嘱協会が受託してやっているところもありますし、そうでないところもあります。この国調事業は、これから積極的に国として推進していただくよう、もちろん全調政連として各議員連盟、日調連ともども国交省に働きかけはしますが、実施されるのは都道府県なのです。となれば、やはりそこで皆さんが、積極的に営業活動をしていただかないといけないことになってくるわけです。

各都道府県に対して全調政連が、国調は、E 工程は云々と言うことでは動きにくい点がございますので、これは単位政連の皆さんが事業を施行される都道府県に行って、今申し上げたように 12 年度に正式に認められているのですから、ぜひこれは調査士がやりますので、おそらく入札になろうかと思いますが、「発注してください」と積極的に営業活動してください。全調政連は側面から協力させていただきますし、予算確保も含めて国交省に働きかけていく努力をいたします。よろしくお願いします。ありがとうございます。

八瀬副会長　9 番の公共団体の建物の推進という要望ですが、お気持ちは十分わかります。こういう仕事が業務拡大していけば、望ましいことです。そして参考までに、附則法第 9 条の法務省の見解を聞いてください。

これに対して法務省は、公共団体の建物登記の申請義務免除の理由として、1. 国または地方公共団体の不動産の管理が公有財産台帳によって行われているため、これに登記をすることは二重管理になるのだ。制度として考える必要がなかったことが第 1 点。

それと、建物表題登記の前制度である家屋台帳法においては、いわゆる非課税の建物は登記してこなかったと。昭和 35 年前においてもですね。

もう一つは、取引の安全を目的とした不動産登記制度に鑑みても、一般の取引対象とはならない官公署の建物について申請義務を課すまでにはないのだというのが、法務省の見解でございます。

これは向こうの言い分でありまして、すべて素直に聞く必要はないかもしれません。現実問題として、地方においてはある程度理解されて、地方公共団体が建物の表題登記を発注している例も聞き及んでおります。これはぜひとも各単位政連等が公嘱協会または単位調査士会ともども活動していって、向こうが必要ないといっても「したほうがいいですよ」という活動で、少しでも業務につなげればと考えております。

確か 2、3 年前に農林水産省で、地方の土地改良事業所の建物が借地で、これを会計検査院から、対抗要

件を備えていないので登記しなさい。ですから、官公署の建物の場合は、借地の場合に対抗要件を備えるために表題登記を行うことは、当然これは国民の権利に資する行為です。この案件については積極的に働きかけて、これらも市民・国民のためでございます。

ですから、この案件については全調政連としてもできるだけ官庁に働きかけていこうとは思いますが、これを法改正にまで持っていくのはなかなか時間がかかります。それなりの活動目標とはしますけれども、単年度中に法改正できるとまでの回答は控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

小沢幹事長　補足させていただきます。この建物表題登記に関しては、東京でも先ほどもご回答させていただきましたが、建物表題登記をすべきではないかということで東京都議会に対して、その要望を出しました。

ただ、出すにあたっても、彼らは政治家ですから、どれだけの予算、期間が必要なのだということは、当然向こうからも話がございます。我々も公嘱協会を使いまして、その予算立てをいたしました。

先ほど台帳というお話がありましたが、台帳からざっくりと東京都の建物、これが未登記か既登記なのかまでは調査していないのですが、おそらくすべてが未登記であろうということのうえで、調査をしたところ予算として、消費税込みで大体25億ぐらいでございました。

この間たまたま公明党との勉強会がございましたので、その中でお話をさせていただき、10 年計画、20年計画、20年でいけば1億2500万を年間に使っていただくだけで、建物の表題登記ができますよとお話をしております。

ただし、なかなかすぐにそういう形で動くことはないですし、ましてや 25 億ものお金を使わなければいけないような法改正ができるかというと、附則第9条を外す法改正にまで行けるかどうかというところには、なかなか動いていただけないのが現実です。従って、全調政連としても国の財産や建物に関しては、表題登記を起こす運動もしながら、少しずつ外堀を埋めていくような形で。

例えば東京でいけば、25億だったものを最低でも10億ぐらい、または5億ぐらいまで順々に減らしていきながら、なおかつ「これだけ減ったのだから、そろそろ附則第9条をなくしてもいいのではないか」と法改正に移っていけるのではないかと考えております。9番については、以上で回答とさせていただきます。

八瀬副会長　10番について、回答いたします。裁判所の競売物件の境界確定業務ですが、これも申し訳ないですが、我々政治連盟が手段として政治活動ができるのは、行政府でございます。司法府に対して、政治

力を使って何らかの要求を通すなんていうことは、守備範囲外のことでございます。

ですから、司法に対して政治家を使って云々することは無理なことですし、またやってはならない。やっても無理だろうとは思いますが、これを業務拡大ということになりますと、基本的には個人で行かれても結構ですし、裁判所も別に門戸を閉ざしているとは思いません。

また、各地方に調停委員をやっている方々もいらっしゃると思いますので、そういう方を通じて業務拡大の活動をやっていただきたい。全調政連が司法に対して圧力をかけるなんて、こんな大それたことはできませんので、これはいくら要望であっても答えることができないと申し述べたいと思います。

坂元議長　ただいま執行部の答弁がありましたが、はい、どうぞ。

入船（愛媛）　四国ブロックを代表して入船と申します。どうぞよろしくお願いします。

14 条の委託費に関してですが、私も初めてこの大会に参加したものですから、過去の例はわからないですけれども、今までも結構議論されたのではないかと思います。地方ではどこの単位会もそうだと思うのですが、それぞれ地方の法務局に対して入札を 1 回で、落札をせずに流したり、いろいろな抵抗をしてきています。実際に作業を担当している調査士から何も儲けさせてくださいということではなく、不当に安いという声があって、こういう要望を出しております。

ですから、予算を増やすことも当然大事だとは思うのですが、一筆あたりの単価を増額していただく要望をすることも、そちらの方向に向かっていただけたらという要望です。

皆さんご存知のように、一般業務はどんどん仕事は減ってきております。こういった地籍調査をやるとか、14 条の地図作成については全調政連のご努力のお陰で、予算がどんどん増えてきています。作業範囲も増えて、安定的に仕事も発注していただいているということですが、先ほども言いましたように作業範囲が広がっただけで、現場の一筆あたりの単価が増えないものですから、現場作業員の苦労が報われないという状態です。

ですから、地方でいくら法務局に声をあげても、なかなか適正な単価になっていないのではないかと思います。この単価が適正な単価になることによって、屁理屈かもしれませんけれども、制度の充実も図れるし、調査士の地位向上も図れるのではないかと思います。できれば単価の適正化という方向に向けて、日調連を通してでも構わないのですが、法務省に対して要望していただきたいと、改めて申し述べて終わりにいたします。以上です。

坂元議長　ありがとうございました。先ほどの執行部の回答と若干違うところがあるかもわかりませんが、再度の要望として、日調連を通じて単価の適正化をという要望です。

八瀬副会長　お気持ちはよくわかりますけれども、国民の権利の擁護に資するという要件が抜けておりますので。これは調査士の理論からすると、確かにおっしゃることもわかりますけれども、国民からの賛同が得られない活動は、その行為自体に対して国民から「よくやっている」という評価をどうしてももらいにくい。

そういうことがありますし、一応これは入札で取っているわけです。言わんとするのはわかります。どんどん下げられて、こういうことになっているのだと。調査士の場合は、これを蹴ることができないからと言われていると思います。

ですが、ここはある程度の実績を積んでいただかないと、いきなり単価の話ということは……。まず、増額に対する活動はやりますけれども、それは範囲が広がっていく。14 条地図の急務は、それを広げていくことが法務省の目的でもありますし、国民の要望でもございます。金額が増えた分を単価に上乗せしていくという行動は、なかなか理解が得られにくいということを述べたいと思います。

ですから、我々は金額ではなく総量の 20 億から 30 億、40 億、そのように上げてまいりたいと思いますけれども、その中である程度の単価的なものの要望は、今といわず遂次においてご相談申し上げることもあるかもしれません。しかし、これを全調政連の活動目的にすることは、今の時点ではなかなか難しいと申し述べたいと思います。

坂元議長　要望の中でできること、できないことがあるという感じを受けましたが、再度何かございますか。

入船（愛媛）　たびたびすみません、それぞれ立場があるのだと思いますが、いま単価を上げておかないと逆に、すでに愛媛では 6～7 年続けて単価値下げをしております。そうなると、実績が年々できていくほど、単価の増額は難しくなっていくと考えております。

ですから、これをいくら話しても議論は噛み合わず、なかなか要望が受け入れられないのだと思いますが、そういった単価も日調連と協力して上げていくのだという回答をいただけたら、これから会員を増やすことの一つの理由にもなるのではなかろうかと思います。これ以上は要望しませんが、今日はそういうことを要望したということで構いませんので、よろしくお願いします。

坂元議長　ありがとうございます。執行部は今の要望をよく検討いただいて、できるだけ答えられるようにお願いしたいと思います。

書面質疑については、以上です。議場からの質問をお受けいたします

小室（茨城）　茨城会の小室です。1の地位の向上を図るの、（1）（2）（3）に積極的な活動、増額の活動、明確化の活動となっているが、活動というから皆さんが「どういう活動をしているのですか？」と。我々は政治連盟だから、「政治活動」と明確に謳っておいたほうがいいのではないかなと。問題のところに「政治」と……。

そうすると、我々政治連盟は政治活動しかできないのです。先ほど単価の問題も出ていましたが、私も公嘱協会の副理事長をやっておりました。そのとき、法務局の地図整備の調査士の単価が当時2万4200円です。主席登記官が5万円です。年間1000万の所得だとすると、1日5万円の給料のときに我々調査士が2万4200円になって、半値以下とは何なんだと。

私はコンサルタントもやっています。測量士の単価が3万8600円だったと思います。そのときに、調査士の測量費が6割か7割程度しかない。これは公嘱協会の副理事長として、社員に定額の業務を依頼することはできないと。法務局としての協力はするが、この単価だけは上げてくれと言ったら、2週間で3万8600円に上がりました。「水戸法務局でくすねていたのかい？」「いや、そんなことはありません」と、向こうも協力してほしいからすぐ要望を聞きます。

だから、入札だからって単価を下げることはいくらでもできますが、自分の地位や生活を脅かす単価の下げ方はしないでほしいと思います。調査士は皆が仲間でありますから、談合しろとは言いませんが、連絡、協調はできると思います。談合ではないですから。それで入札に参加して、協力しあいながら良い報酬をもらい、良い仕事をして、それで母ちゃんにも子どもにも良い生活をさせてあげたほうがいいのではないかと思います。

コンサルタントは、料金の他に諸経費を認めてもらっています。調査士は原価です。これは料金体制の勉強会をするべきだと思います。国交省でも役所でも、コンサルタントで予算を取っていますから。調査士単価なんかわかっていないから、予算は国交省単価で取ります。それだけ頭に入れておけば、500万のものを200万で受ける馬鹿はいないと思います。調査士単価だと、経費が全然ないから200万ぐらいになってしまうのです。

だから、そういうことがないように、皆さんも注意して仲間と連絡を取り合いながら。皆さんの中で、測量コンサルタントをやっている人は、半数いると思います。名義貸しもなくして、業務は調査士が受けるという形をきっちり確立させるべきだと、私はここで思います。以上、意見としてよろしくお願いします。

坂元議長　わかりました。では、ご意見として承っておきます。

小室（茨城）　ここは直してほしい。

坂元議長　では、執行部の答弁を。

小沢幹事長　今、小室会長はご質問されながら、回答をおっしゃっていたように感じるのですけれども……。当然、これは政治連盟としての活動報告、またはこれからの運動方針となっております。ですから、わざわざここに政治活動の「政治」を入れなくても、当然、政治連盟としての活動ですから政治活動とご理解いただけるものと考えております。

小室（茨城）　「政治」を入れることにより先程のような質問がなくなるのではないでしょうか。この「政治」を入れてないことから、先程来からある「どういう活動をしているのですか」とかの質問が出るのではないでしょうか。我々は政治活動しかないので、「政治活動」と入れたほうがいいんじゃないですか。

小沢幹事長　検討させていただきますが、もともと政治連盟としての政治活動をすることが目的ですからこの案のとおりでご理解いただきたいと思います。

小室（茨城）　それは皆さんわかっているのだけれど、ここにこういう質問が挙がったものですから、ここに入れたほうが明確になるのかという意見です。

小沢幹事長　我々が答えられないところまでお答えいただいたところで感謝申し上げますが、一応そういう形ですのでよろしくお願いします。

坂元議長　では、ご意見として承ってよろしいですか。はい、わかりました。他にございませんか。どうぞ。

佐々木（秋田）　秋田会の佐々木です。運動方針の確認をしたいのですが、昨年度は法務局の地方分権ということで、力を入れてまいりました。今年は特別書いてはいないのですけれども、先ほど加藤副会長さんがポロッと漏らして、これは全国すべての議会でも承認を得るようにという答弁でしたが、この確認を一つ願いたいと思います。方針なのかどうかということです。

加藤副会長　やはり国として、政府として政策的に、また立法として取り扱う場合は日本全国レベルで考

えます。民主主義の世の中と申しましょうか、数が多いほど国や政府はこのことに対して耳を傾けて、政策を立法していくんですよね。

ですから、多いほどいいのです。先ほど私が全部と申し上げたのはちょっと極論だったかもわかりませんが、それに近いほどのものが国にあがっていけば、国は放っておきません。そのような意味で、皆さんのお力をいただいて、一つでもたくさんの地方議会からあげていただきたいというのが、全調政連としての願いでございます。よろしくご理解ください。ありがとうございます。

坂元議長　はい、どうぞ。簡便にお願いします。

佐々木（秋田）　実は秋田会としても、秋田の２月の議会で決議をいただくために準備を進めてまいりました。ほぼできあがってはいたのですが、そこで……。これは日調連の問題かもしれませんけれども、竹内会長からよろしく頼むということでしたが、私ども秋田会の会長に対して、またブロック会議でも連合会からはそのような声が一言もないと。「待ってくれ、今度の１月の会長会議ではこれが出るはずだから」と言ったら、「いや、そういう話は全然出ない」と。

それで、出す予定のものが「ちょっと待ってくれ」と。聞いたら、司法書士会にも全然そういう話もないと。梯子を外されるような感じになったものですから、そのような我が方の実情を覚えていただきたいと。これは日調連との連携と謳っていますけれども、そのへんが足りないのではないかと思います。以上です。

坂元議長　執行部。

加藤副会長　承っておきます。

坂元議長　今のご発言については、承っておくということですが、よろしいですか。

佐々木（秋田）　はい。

坂元議長　時間もだいぶ押してきましたので、ここで第２号議案及び３号議案についての質疑を打ち切りたいと思いますが、採決に入ってよろしいですか。

（「はい」の声あり）

坂元議長　では、採決に入ります。

まず、第２号議案「平成24年度運動方針（案）」について、提案のとおり賛成の挙手を願います。

（挙　手）

坂元議長　ありがとうございます。挙手多数と認め、第２号議案「平成24年度運動方針（案）」は提案

のとおり承認可決されました。

続きまして、第 3 号議案「平成 24 年度収入支出予算（案）」につき、提案のとおり賛成の方の挙手を願います。

（挙　手）

坂元議長　ありがとうございました。挙手多数と認め、第 3 号議案「平成 24 年度収入支出予算（案）」は提案のとおり承認可決されました。

坂元議長　続きまして、第 4 号議案「全国土地家屋調査士政治連盟役員選任規則（一部改正案）審議の件」を上程いたします。執行部からの説明を求めます。

市川副会長　副会長の市川でございます。ご説明する前に、大変申し訳ありませんがミスプリントがございましたので、訂正をお願いします。議案書 22 ページ、改正案第 2 条第 6 項「監事は 2 人以上とし、輪番制による連絡協議会から各 1 人を、規則第 7 条第 7 項」となっていますが、これは「規約」の間違いでございます。

規約第 7 条第 7 項には、「監事に事故があるとき、又は監事が欠員のときは、あらかじめ大会の決議により定められた者が監事の職務を代理する」ということで、あくまで規約でございます。大変申し訳ありません。

もう一つ、23 ページの第 7 条（管理委員会）、ここが改正案の 5 条と一部ダブって印刷されてしまいました。第 7 条は「本連盟は、役員の選任に関する事務を行うため役員選任管理委員会（以下「管理委員会」という）を置く。」と印刷されているのですが、これは既に第 5 条で謳っていますので、第 7 条は「本連盟は役員の選任に関する事務を行うため、管理委員会を置く」という文章に訂正していただきたいと思います。これはあくまでも印刷ミスでございます。申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

それでは、時間も押してきましたので、これについては各ブロックで今までだいぶご説明し、ある程度のご理解をいただいていると思っております。変更案の提案の趣旨につきましては、昨年の大会において政治連盟の規約が改正されております。これは土地家屋調査士に新たな業務が与えられ、その責任が重くなると同時に社会的な期待感が大変高まってきているということでございます。

それに伴いまして、国民の姿勢も大変厳しくなっております。また、各党の議員連盟との連携強化も、緊急を要する対応が求められてきております。こういった環境の変化に対応できる機動性のある組織運営の効

率化、会務運営の健全な実行への対策としまして、この役員選任規則の改正案を提案いたします。尚、施行日は本日からとなります。

各条文を一つひとつご説明すると時間が大変長くなりますので、すでにお読みになっていると思いますので改正の主な点をご説明させていただきます。

改正案の第2条において、「会長は、規則第20条の規定により設けられたブロック連絡協議会（以下「連絡協議会」という）が、当該連絡協議会に所属する土地家屋調査士政治連盟（以下「調政連」）の会員のうちから推薦する」という形になっております。

現行の第4条には、推薦の要件がございます。所属するブロックの推薦を受けた者、幹部会の推薦を受けた者となっているのですが、今回の改正で幹部会の推薦を受けた者は削除しております。

政治連盟も十何年たって、手を挙げる方が全然いない、幹部会から推薦するということではまずいだろうということで、幹部会からの推薦を削除しました。所属するブロックから推薦していただきたいと思います。

それと副会長につきましては、会長指名がございました。これも撤廃しております。副幹事長の中から副会長を指名していたのですが、副会長もやはり副会長として手を挙げていただきたいと考えております。

それから、これも大きな改正点の一つですが、幹事長については会長が指名することにしております。これは第2条第3項「幹事長は調政連の会員のうちから会長が指名する」ということで、現行の第3条には「会長及び幹事長は推薦により、大会において指名する」となっています。

以前は幹事長も推薦されてきまして、複数の場合は選挙をするという形になっていたのですが、会長、幹事長の仲というのは野球で例えればピッチャーとキャッチャー、もしくは夫婦といった仲ですので、やはり幹事長は会長が指名したほうがいいだろうと。その人物については、会長が責任を持つことになろうかと思います。

そしてもう一つ、改正案の第2条第5項ですが、会計責任者等の選出として、現行は「隣接調政連から」という形になっております。現在の全調政連の事務所所在地は東京でございます。それの隣接となりますと、埼玉、千葉、神奈川、山梨になるのですが、現在の会計責任者は栃木の佐藤先生で、隣接をしておりません。

そういった意味で、このへんの条文をしっかり直して現行に合わせようということで、「近隣の」という形にさせていただきました。「近隣の調政連の会員のうちから推薦する」という形になりますから、問題はないだろうということです。

それから、今まで選挙管理委員会という呼び名だったのですが、基本的には選任ですので、選任管理委員会という形に変えさせていただきました。

その他、あとはほとんど字句の整理でございます。

これも字句の整理になるのですが、19 条。現行では 20 条ですが、「得票数が同数で当選者及び前項の上位得票者 2 人を確定できないときは、管理委員会の定めるところにより抽選で決める」と変えていただきました。現行は「くじ引き」と言っていますが、やはり文言として「抽選」のほうがいいだろうということでございます。

大変、雑ぱくで申し訳ないですが、改正点の主な要点は、会長は選挙でやっていただくことと、幹事長は会長指名にするところが、大きな改正ではなかろうかと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

坂元議長　ありがとうございました。

それでは、ただいまから第 4 号議案の質疑に応じます。ご質問はございますか。質問がないようですので、4 号議案についての質疑を打ち切りまして、同案に対する採決に入ります。先ほど訂正がございましたので、それを踏まえて提案したいと思います。

それでは、第 4 号議案「全国土地家屋調査士政治連盟役員選任規則（一部改正案）審議の件」について、提案のとおり賛成の方は挙手を願います。

（挙　手）

坂元議長　ありがとうございました。全員挙手と理解しました。よって、第 4 号議案「全国土地家屋調査士政治連盟役員選任規則（一部改正案）審議の件」は、提案のとおり承認可決されました。

以上をもちまして、すべての議事は終了いたしました。本当にありがとうございました。つたない議長役でありましたが、皆様のご協力を感謝いたします。（拍手）

司会　坂元会長には大変お疲れ様でございました。今一度、盛大な拍手をお願いしたいと思います。（拍手）

ここで、先ほどご来賓のご紹介のときにまだお見えになっておりませんでした、日本土地家屋調査士会連合会副会長の関根一三様をご紹介いたします。（拍手）

関根副会長　皆さん、こんにちは。今日は大変良い大会を本当にありがとうございます。また、おめでと

うございます。（拍手）

司会　ありがとうございました。

9. 閉会の辞

司会　それでは、森副会長、閉会の辞をお願いいたします。

森副会長　時間がありますので、本当はもう少しお話をするといいのでしょうが、本当に短い時間の中での慎重審議、また貴重なご意見等をいただきまして、ありがとうございました。これからも一同頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第12回定時大会を閉会させていただきます。ありがとうございました。（拍手）